

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

高知県長岡郡大豊町

### 2 構造改革特別区域の名称

大豊米どぶろく特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

高知県長岡郡大豊町の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

#### (1) 地勢と気候

本町は、高知県東北端四国山地の中央部に位置し、県庁所在地の高知市より約40kmの距離にあつて、東部、南部は香美市、西部は本山町、北部は愛媛県四国中央市及び徳島県三好市に接している。一級河川吉野川が町のほぼ中央部を流れ、東西32km、南北28kmの広がりを持ち、総面積は314.94平方キロメートルを有している。

地形は、石鎚・剣山両山系が交錯し、隆起した峻嶺に囲まれ、標高200m～1,400m、平均450mの急傾斜で複雑な山岳地帯であり、平坦地はほとんどない。耕地は総面積の1.1%に過ぎず、棚田、傾斜畑で形成されている。

河川は、本町を縦横に流れる四国三郎吉野川と、これに流れ込む支流が溪谷を成し、水資源には恵まれているといえるが、その反面脆弱な地質構造であり、古来より地すべり地帯として有名である。

気候は、山岳地帯ということもあり、河川の上流・下流、河岸と山腹、地勢等により著しい差異が見られるが、周辺地域を含め、全般に多雨地帯であり、年間降水量が3,000ミリに達する所もある。年平均気温は14℃で寒暖の差が大きく、夏は比較的涼しく、冬には南国高知には珍しく雪化粧を作る気候でもある。

#### (2) 人口と世帯

本町の総人口は、昭和30年の4村合併直後の国勢調査では22,386人であったが、過疎・高齢化により平成17年では5,492人となっている。

世帯数については、昭和30年では4,704世帯であったものが、平成17年には2,890世帯となっており、全国的にみても高い減少率となっている。

る。

また、総人口のうち65歳以上が占める割合は50%を越えており、今後も大幅な人口減少が予想されている。

### (3) 産 業

本町の就業人口(2,342人)の内、第3次産業が46.3%、第2次産業が28.4%、第1次産業が25.3%の割合となっている。

産業別割合では、農業23.5%、次いで建設業が15.2%となっており、この2業種が占める割合が非常に高い。

農業は、米作及びシシトウやミニトマトといった園芸、無農薬栽培による柚子などを活用した加工に取り組んでおり、また、少数の農家ながら近年注目されている碁石茶などの栽培も広がりつつある。

商業については、商店街のような店舗の集積がなく、幹線道の沿線に点在している状況である。

また、木材加工会社の誘致を図るなどの活動を行っており、雇用の確保のみならず、それに付随した林業の活性化も図っている。

### (4) 課 題

本町は、地理的には高知市から4~50分程度で、国道、鉄道、高速道路のインターチェンジなどもあり、比較的恵まれた条件下にありながら、特産品や雇用の受け皿が不足しているために、都市部への人口流出が続いている。特に若い世代の流出は顕著であり、高齢化のため、これまで行ってきた地域の行事や作業が行えなくなるなど、地域コミュニティが維持できなくなっている。そのため、UIJターン者などの受入などを推進することが大きな課題となっている。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

近年、本町の農業は衰退の一途であった。過疎・高齢化による農業従事者の経営規模縮小や担い手の不在などが要因で、耕作放棄地が増加し、集落内のあちこちに林や荒れ地が点在するような状態となっている。

そこで、比較的手が掛からず、園芸作物と比較して広面積の作付けがしやすい米作は、農地を保全していくうえで大きな役割を担っている。今回、特区制度を活用し、「濁酒」を製造、提供することによって米の用途に付加価値がつき、生産意欲の向上を図ることができる。

また、町内の集落において、地域外との交流など特色ある活動が広がりを見せており、そういった場で濁酒を提供するなど、魅力と特色のある活動を行う

ことにより、大豊町に愛着を持つ者を獲得し、交流人口の増加や定住化など地域の活性化につながることを期待される。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

今回申請する「特定農業者による特定酒類の製造事業」によって、地域外の者に対しての交流活動を行う際に、自家製濁酒を提供する場を設けることで、他町村との差別化を図る。

これにより、地域外との交流を活性化させるとともに、地域における米作維持を図り、農地保全等に繋げる。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

### (1) 米作による集落や水源涵養機能の維持・活性化

本町の農業は衰退の一途をたどっており、農地の荒廃は、集落の林野化、ひいては集落自体の崩壊に繋がる状況になっている。また、影響は本町だけにとどまらず、吉野川による香川県、徳島県などへの水資源供給という観点からも、水源涵養機能の低下や林野の荒廃による土砂災害などの発生の可能性の増大などが懸念される。

そのため、水田としての農地保全は、園芸作物などと比較しても、高齢農家などが比較的広い面積に取り組める利点があり、非常に大きな役割を担っている。そこで、今回の特区を活用した濁酒による米のブランド化、米販売の増加などで、生産に対する活力を増大させ、様々な機能の維持・活性化を図る。

### (2) 交流人口の増加

本町は、高知市から約40km、時間にして約50分という地理条件にあり、距離、交通手段ともに平野部からのアクセスが比較的良く、交流人口の受入には有利である。

濁酒にとどまらず、農作業や地域作業の体験など、交流者にとっては、本町の魅力を存分に味わいながら、疑似生活を体験するような機会を得ることができる。それに加えて、交流者を受け入れる機会を体験することは、これまであまり地域外との交流のなかった地域住民にとっても良い刺激となる。

このことは、交流者と地域住民の心と心のふれあいにつながり、本町に魅力を感じた交流者が定住するといったシステムづくりに繋がっていく。

### (3) 観光拠点施設の活性化

本町を代表する観光拠点施設として、美空ひばりが日本一を祈願したことで有名な「日本一の大杉」があるが、近年入場者数が減少している。(高知県において、NHK大河ドラマ「功名が辻」の放送にちなみ開催された、「二十四万石

博」での相乗効果により入場者が増加した平成18年度以降、入場者数が落ち込んでいる。) こういった観光拠点施設近くの飲食店等で濁酒を提供することにより、入り込み客の増加が見込まれる。

#### ○交流人口の増加

交流人口の一つとして、当町大杉地域においての交流人口増加が見込まれる。

	平成18年度	平成20年度見込	平成23年度目標
日本一の大杉 入場者数	36,072人/年	33,000人/年	36,000人/年

#### (4) その他関連特産品への波及効果

本町では、柚子の加工品や、現在知名度が高まりつつあり、全国でも唯一我が町で生産されている碁石茶などを特産品の目玉と捉えて、その販路拡大に力を注いでいる。濁酒によって当町を訪れた交流者達が、柚子や碁石茶などの生産・加工などにふれることによって、それらの顧客拡大にも繋がる。

## 8 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

### (1) 直売市の活性化(地産地消の推進)

小規模農業者が比較的参画しやすい手法として、現在本町で活動を行っている直販市「お山の市場」を活用する。農家にとっては、新たな販路を確保することで所得の向上に繋がるという直接的な経済効果を図る。

また、生産者と消費者が直接顔を合わせることによって、人と人のつながりを構築し、新たな交流展開の推進を図る。

### (2) 集落における地域外住民との交流

休耕地や耕作放棄地の増大により荒廃しつつある田畑や平地林において、交流人口の農業体験の場を提供するのみならず、豊作祈願祭や収穫祭など、地域に伝統として築かれてきた行事を通年で行うなどにより、地域の特色に合わせた魅力を発信し、地域外住民との交流を図っていく。

※別紙 構造改革特別区域において実施又は実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

(別紙)

## 1 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

## 2 当該規制の特例措置を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農家レストラン・飲食店・農家民宿等）を営む農業者で、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原料としてその他の醸造酒（特定酒類）（以下「濁酒」という。）を製造しようとする者

## 3 当該規制の特例措置の適用の開始日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

## 4 特定事業の内容

### (1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

### (2) 事業が行われる区域

高知県長岡郡大豊町の全域

### (3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

### (4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、濁酒の提供を通じて地域の活性化を図る為に濁酒を製造する。

## 5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家レストランや農家民宿等を営む農業者が米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原材料として濁酒を製造しようとする場合には、製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは、新しい地場製品の創造となり、農業及び生産者の活性化にも繋がる。

また、濁酒製造への取り組みは、小規模ながらも農家副収入のひとつの手段となり、濁酒と併せて地元食材を提供することは、地産地消の促進へも波及するものと考えられる。

このような地域住民の自発的な取り組みが広まることは、地域の活性化にも繋がるという視点からも、当該特例措置の適用が必要であると考ええる。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳業務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

町は、無免許製造を防止する為に制度内容の広報周知を行うとともに、特定農業者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。